



ふるさと応援団 あなたの力が清里町を元気に

「清里町ふるさと寄附金要綱」を制定しました

自分の生まれ育った「ふるさと清里町」や、父母や知友人の住む「ふるさと清里町」のまちづくりを応援していただく、「ふるさと納税制度」にもとづく新たな寄附金要綱を制定しました。
「ふるさと清里町」に想いを寄せる多くの方々の善意を、清里町の明日のまちづくりにいかします。

どういう制度？

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことが出来るよう今年の4月に地方税法が改正され、都道府県や市町村に対する寄附金税制が大幅に拡充されました。

この制度では、過去や現在の居住地に限定されず、寄附先の市町村を自由に選ぶことが出来ます。また、寄附金のうち、5千円を越える部分について一定の限度額まで、確定申告などの手続きにより、所得税からの所得控除と住民税からの税額控除を受けることができます。

今回、新たに制定した要綱は、清里町出身やゆかりの方々、また、清里町のまちづくりを応援しようとする多くの方々の善意を私たちとして受け止め、明日のまちづくりに活かすことを目的としています。

寄附の使い道が指定できます

寄附を申し込まれる方は、自らの寄附金を財源として実施する4つの事業をあらかじめ指定できます。

花や緑の豊かな自然や環境を育むふるさとづくり

次代を担う子どもたちを育むふるさとづくり

いつまでも安心して暮らせる福祉を育むふるさとづくり

地域の特産品や産業を育むふるさとづくり

また、毎年度の使途や運用状況は町広報などにより公表、報告いたします。

寄附の申込みと手続き

寄附の申込みは、原則5千円以上となります。

所定の申込み用紙（郵送またはFAXでお送りします。また、町ホームページにも掲載しています

す）により申込みをいただくと、郵便振替用紙（振込み手数料無料）をお送りするか、または振込銀行口座（振込み手数料有料）をご連絡し、所定の手続きにより寄附金の送金をいただきます。

なお、寄附金の受領後、領収書（寄附証明書）が送付されます。税控除を受ける場合は必ず必要となりますので、大切に保管ください。

ふるさと寄附金に関するお問い合わせ先
総務課企画財政グループ

（財政担当）

察25 2131

ふるさと寄附金の税の控除に関するお問い合わせ先
町民課事務収納グループ

（税務担当）

察25 2136